

役員等報酬規程（支給基準）

1. 役員等の報酬支給限度額は、次のとおりとする。  
理事 各会計年度の支給総額 100 万円  
監事 各会計年度の支給総額 50 万円
2. 評議員については、評議員会に出席のつど、報酬 5,000 円を支給する。
3. 理事については、理事会又は評議員会に出席のつど、報酬 5,000 円を支給する。
4. 監事については、理事会もしくは評議員会に出席のつど、又は監事監査の職務執行のつど報酬 5,000 円を支給する。
5. 理事、監事及び評議員が会議に出席するために、公共交通機関を利用した場合は、交通費の実費相当額を支給する。
6. 前各項の報酬及び交通費は、源泉徴収税額控除後の金額とし、四半期ごとにまとめて、本人が指定する金融機関等の口座に振り込んで支給する。
7. 第 2 項から第 5 項までの報酬及び交通費は、いずれもこれを辞退することができる。

附則 この規程は、平成 29 年の定時評議員会終結の時から施行する。